

議員発議による議員報酬・費用

弁償に関する条例改正（案）

賛成少數で否決

提案理由

職員の給与を削減する議案が可決されたが、市長並びに職員としても苦渋の決断であったと推察かる。

一元代表制の中の一議員として、共に痛みを分かち合い、今後の災害復旧・復興が円滑に推進できるよう、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、議長・副議長・議員の報酬について8%減額するものである。

賛成討論（要旨）

○国からの要請とはいえ、職員の給与削減議案が可決したので、やはり私たち議員も職員と一緒に報酬を削減するべきではないか。

○職員も二役も苦渋の決断をして減額といつこじになつた。それを議会において了承した。
そこで、提案理由の中にある一元代表制である議員も痛みを分かち合う立場から、自ら減額すべきではないか。

反対討論（要旨）

○今回の提案は心情的には理解あるといわゆる。特別職・職員の給与削減だけ認めて、議会は何もしないのかという考え方もあると思う。まして八女市は昨年7月の豪雨災害を受け、市民感情としての意見もあるかと思う。

しかし、報酬の削減を提案するなり、昨年の災害後すぐには議員自ら、最低でも自分の任期中は減額する条例改正をすべきではなかつたのか。

○八女市議会基本条例並びに八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を基本上に特別委員会を設置し、もっと議員で十分議論を深めたうえで改正を行つべきではないか。

議員発議とは

議案を議会に提出する権限は原則として市長・議員の両方に与えられています。
議員が議案を提出することを「議員発議」といいます。